

本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人らが、避難費用、精神的損害及び就労不能に伴う損害等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X 1外4名（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、下記1の損害項目（下記2の期間に限る。）に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害

(1) 避難費用

① 避難費用	38,000円
② 避難後宿泊費（駐車場代・家財保険・仲介手数料）	48,200円
③ 増加生活費（家財を含む。）	143,810円
(2) 交通費・通信費	180,000円
(3) 生命・身体的損害	25,200円
(4) 精神的損害	2,940,000円

(内訳)

・申立人X 1	月10万円×9ヶ月分	900,000円
・申立人X 2	月10万円×9ヶ月分	900,000円
・申立人X 3	月10万円×9ヶ月分	900,000円
・申立人X 4	月12万円×2ヶ月分	240,000円

（申立人X 1、同X 2、同X 3は、平成23年3月から同年11月までの9ヶ月、申立人X 4は、平成23年3月及び4月の2ヶ月）

(5) 就労不能損害(申立人X 2)	1,509,312円
--------------------	------------

2 期間

自 平成23年3月11日 至 平成23年11月30日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項2の期間中に生じた同項1の損害項目に掲げる損害の賠償についての和解金として金4,884,522円の支払義務のあることを認める。

第3 既払い金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する賠償金として2,100,000円を支払済みであることを確認する。

この既払い金について、第2項記載の和解金4,884,522円と清算する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算

第1項の1に掲げる損害項目（ただし、同項の2の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年4月20日

(仲介委員長 西口 徹、仲介委員 奥野 滋、同 棚瀬慎治)